3月6日　電子申請システムURL訂正版

こ保給第1705号
令和８年３月３日

横浜市外の給付対象施設・事業所代表者各位

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

【横浜市児童分】運営継続支援臨時加算（公定価格）について

日頃より、本市の教育・保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。昨今の物価高騰などによる厳しい環境の中でも、質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう、公定価格において「運営継続支援臨時加算」（以下、「臨時加算」という）が創設されました。**横浜市外施設における横浜市児童分の取扱い**についてお知らせします。

1　対象施設

公定価格の対象となる全ての施設・事業所であって、令和８年１月初日に横浜市児童が在籍する横浜市外施設（幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業所）

2　単価および支給額

臨時加算の支払いにつきましては、例月の支払いとは異なる方法により実施します。

臨時加算については、定められた額（以下の単価）を令和８年１月初日の利用子ども数で除して得た額（10円未満切り捨て）を、本来は令和８年１月初日に利用する子どもの単価に加算するものですが、令和８年１月分の支払いが済んでいる事業所があることから、**臨時加算のみを別途お支払いします。**

【単価】（１施設・事業所あたり）

施設種別	単価
幼稚園、保育所、認定こども園 （認定こども園は教育利用：５万円、保育利用：５万円）	１００，０００円
小規模保育事業所、事業所内保育事業所	５０，０００円
家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所	２５，０００円

【例】　令和８年１月初日の利用児童数（全体）が60人、横浜市児童が５人の幼稚園の場合

① 児童一人あたりの単価
１００，０００円÷６０人＝１，６６６円　▶　１０円未満切捨てのため１，６６０円

② 横浜市児童分の支給額
１，６６０円×５人＝**８，３００円（本市からお支払いする合計金額）**

※本加算は、令和７年度に限り一度のみ支給する臨時的な加算です。

3　請求の方法について

横浜市電子申請システムを使用し請求をします。

【手順】

①下記 URL の横浜市電子申請システムへアクセスします。

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a49f2edd-2a31-4560-9b53-58f4f6e2b488/start

または

横浜市　市外の施設	検索

「市外の施設様向け」　→　「【横浜市児童分】運営継続支援臨時加算（公定価格）について」

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/sigai_rinji.html

上記の横浜市電子申請システムへは本市ホームページからもアクセス可能です。

②横浜市電子申請システムに必要事項を記入し、申請してください。

※令和８年１月分の請求明細書が未提出の場合、先に請求明細書の提出をお願いします。

※委任（押印）が必要な場合、本市ホームページに掲載する専用の請求書ファイル（Excel）を保育・教育給付課まで郵送してください。

③申請した児童数と提出済の請求明細書の児童数と相違がないか、本市で確認します。

（提出済の請求明細書に修正がある場合は、過誤再請求が先に必要となります。）

④審査完了後、令和８年３月下旬頃から順次お支払いを開始します。

4　お問い合わせ先

ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

【担当】
〒231-0015　横浜市中区尾上町１－８ 関内新井ビル９階
横浜市こども青少年局保育・教育給付課 市外施設給付担当
電話：045-671-0206
Mail：kd-sgkyufu@city.yokohama.lg.jp